

# 湯浅町職員採用試験実施要項

湯浅町総務課

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町大字青木 668 番地 1

TEL：0737-63-2525（代表）0737-64-1108（総務課総務係直通）

ホームページ：<https://www.town.yuasa.wakayama.jp>

下記のとおり令和6年度湯浅町職員採用試験を実施します。

## 記

### 1 湯浅町が求める職員像

- (1) 経営感覚を持ち、住民の期待に応える職員  
コスト意識を持ち、効率・効果的な行政運営を行うことができ、住民の視点に立って考え、的確にニーズを把握し、行動ができる職員
- (2) 使命感を持ち、チームワークを発揮する職員  
住民の安全・安心で快適な暮らしを支えるため、責任感を持って業務をやり遂げることができ、個々の役割を果たすと同時に、相互に助け合うことでプラスアルファの価値を生み出すことができる職員
- (3) プロ意識を持ち、挑戦する職員  
行政のプロとして、幅広い知識と業務に関する高い専門能力と自己啓発・問題意識を持っており、先例にとられない広い視野と柔軟性を持って、DXや業務改善・改革に挑戦する職員

### 2 採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

- (1) 採用予定人員
  - ・ 一般行政職 3名程度
  - ・ 保育士 若干名
  - ・ 土木技術職 若干名
- (2) 職務内容  
町長部局又は教育委員会部局等の事務に従事します。
- (3) 採用予定時期 令和7年4月1日

### 3 受験資格

職種	採用予定者数	職種別の受験資格
一般行政職	3名程度	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
保育士	若干名	① 昭和59年4月2日以降に生まれた方 ② 保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の両方を取得している方又は令和7年3月末までに資格取得見込みの方
土木技術職	若干名	① 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ② 土木の専門課程を修了した方又は令和7年3月末までに修了見込みの方

#### 全職種共通受験資格

- ① 日本国籍を有する方
- ② 令和7年4月1日から勤務が可能な方
- ③ 災害等、緊急を要する事態が起こったときに即座に対応するため、原則として採用後、湯浅町内に居住すること若しくは徒歩または自転車で30分以内に登庁することが可能な方
- ④ 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方

### 4 一次試験の日時及び場所

(1) 日時 令和6年10月13日(日) 午前8時45分開始予定

(2) 場所 受験票の返送時にお知らせします。

### 5 一次試験の方法及び内容

(1) SPI3試験

職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての試験

(2) 小論文試験

文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験

### 6 一次試験合格発表

令和6年10月下旬(予定)に本人宛に通知

### 7 二次試験

令和6年11月初旬(予定)に集団討論・個人面接等を予定

## 8 三次試験

令和6年12月初旬（予定）に個人面接等を予定

## 9 受付期間及び受験手続

(1) 受付期間 令和6年9月2日(月)から9月27日(金)まで

(2) 申込方法

申込みは電子申請にて受け付けます。下記 URL か QR コードから申込フォームにて申込みをしてください。

※職種によってフォームが違いますのでご注意ください。

### 【一般行政職】

URL : <https://logoform.jp/form/tUEU/668497>

QRコード :



### 【保育士】

URL : <https://logoform.jp/form/tUEU/669472>

QRコード :



### 【土木技術職】

URL : <https://logoform.jp/form/tUEU/670033>

QRコード :



(3) 受験票の交付

申込の受理後、申請時に入力したメールアドレスに受験票を送付します。当日は、印刷した受験票を持参してください。持参しない場合は、受験することができない可能性がありますのでご注意ください。

受験票が一次試験日の7日前までに到着しないときは、湯浅町総務課までお問い合わせください。

## 10 合格から採用まで

この試験の合格者は、任用候補者名簿に登載され、その中から湯浅町職員として採用される方が決定されます。

採用された方は、職員の給与に関する条例の規定により給料等が支給されます。

受験資格がなかったこと、採用試験申込書その他提出書類の記載事項に正しくないことが明らかになった場合、また採用時に必要書類の提出が無い場合は、合格または採用を取り消すことがあります。

## 11 その他

この試験についての問い合わせは、湯浅町総務課までお願いします。